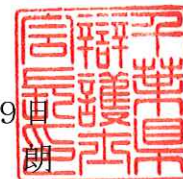


特定秘密保護法案の衆議院通過に対する抗議と  
参議院での廃案を求める会長声明

2013（平成25）年11月29日  
千葉県弁護士会 会長 湯川芳朗



今月26日、特定秘密保護法案が衆議院で強行採決され可決された。

本法案は、わずか15日間のパブリックコメント募集期間に、9万件もの意見が寄せられ、そのうち実に77%が法案に反対の立場であった。

本法案に対し、日本弁護士連合会、日本ペンクラブ、日本新聞協会、憲法学者、刑事法研究者、NGO や文化人など様々な分野から反対ないし強い懸念の声が上がっている。当会も10月16日「特定秘密保護法案に反対する意見書」を発表した。

今月21日には日比谷公園での本法案反対の市民集会に1万人もの人々が集まり、本法案を廃案にすることを求める国会要請を行った。

今月25日に福島県で開かれた地方公聴会では7人の出席者全員が本法案の内容に反対ないし懸念を示した。

このように本法案に反対する国民の声は日増しに強まっている。

にもかかわらず、衆議院では、自民・公明・みんな・維新の4党で修正を加えたものの、国民が懸念している法案の本質的な問題点を何ら解消しないまま、今月26日、本会議で強行採決を行った。

当会は、このような民意を全く無視して行われた強行採決に対し、強く抗議する。

本法案は、行政機関による恣意的な秘密指定を容認し、重罰によって国民の知る権利行使を萎縮させ、適正評価制度により国家による国民監視を可能ならしめるものであり、国民の基本的人権を侵害し、我が国の民主主義、平和主義を破壊する危険が極めて大きいことは、もはや誰の目にも明らかとなっている。

国民の多くが法案に反対ないし懸念の声を上げているのは至極全うである。

国内のみならず、海外からも本法案に対して、国民の知る権利が保障されず自由主義・民主主義に反すると批判されているところである。

当会は、衆議院での強行採決に強く抗議するとともに、参議院に「良識の府」としての自覚を持って、本法案の危険な本質から目を背けることなく、本法案を廃案とするよう強く求める。

以上